第１３回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委　員　出　欠　表

第１３回定例会　　令和６年４月２５日

開会　１３時３０分　　閉会　１６時０５分

出　席　委　員 （２３名）	会長 依田　繁二	会長代理 舩田　寿夫
	１ 小野澤　文利	１４ 柳澤　大作
	２ 笹平　民男	１５ 上原　真由美
	３ 楢原　龍太郎	１６ 北沢　秀則
	５ 小野　高男	１７ 武舎　和久
	６ 杉田　修司	１８ 山田　貴司
	７ 小宮山　信幸	推進 上原　敦夫
	８ 保科　正行	推進 五十嵐　秀人
	１０ 井出　藤男	推進 伊藤　茂
	１１ 田口　千秋	推進 白石　文生
	１２ 比田井　尚良	推進 大塚　和信
	１３ 田中　章	

議事録署名委員　　１１ 田口　千秋　　１２ 比田井　尚良

出　席　職　員 （７名）	農業委員会事務局	
	事務局長	重田　雄一
	事務局次長	小林　誠司
	事務局	佐藤　一弥
	事務局	黒澤　しほ
	事務局	鈴木　優
	事務局	堀　涼佳
	事務局	小林　千恵美

議事　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積計画について

第１回農業経営改善計画認定意見聴取について

※　会場　　勤労者会館２階　大会議室

事務局　　それでは第１３回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。改めまして４月１日から担い手支援係主査から担い手支援係長兼農業委員会事務局次長として着きました小林誠司と申しますが、また１年間よろしくお願いします。開会の前に事務局長も変わりましたので、重田事務局長より一言ご挨拶を申し上げます。

皆さんこんにちは。教育課から異動して参りました重田雄一と申します。農林課長兼農業委員会事務局長ということでお世話になりますが、よろしくお願いします。

それでは開会につきまして、舩田代理の方からお願いします。

舩田代理　　昨年に比べて大分遅れていた桜も一気に咲きまして、ソメイヨシノは葉桜になりつつあるというところです。安曇野では田植えが始まったというニュースが放映されまして、春の農作業が本格化してきております。大変お忙しい中お集まりいただきまして、大変ご苦労様です。ただいまより第１３回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局　　ありがとうございました。続いて依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名人の指名及び議事進行につきまして会長からお願いします。

会長　　新年度を迎えましたので、よろしくお願いします。第８期も２年目を迎え、今年は昨年以上に農村農地を守るため多様で多彩な担い手の確保の育成を図り、農地の集約による優良農地の維持を積極的にすすめ、省力化・生産性の向上を関係者一丸となり、農業委員会に課せられた目標地図の素案作成や農業者と地域の農地の未来図を描いていく重要な一年であります。来年の２月までには総仕上げで国へ提出する資料がありますのでよろしくお願いしたいと思います。農業委員会に課せられました目標地図の素案は農業委員の皆さんが主体になりまして、素案づくりをしていただきたいということです。それを描くことによって重要な１年になりますので、年度当初にお願いしたわけです。

それではただいまから定例総会に入ります。本日の議事録署名は１１番の田口千秋委員と１２番の比田井尚良委員にお願いします。議案審議に入りますのでよろしくお願いします。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について、本日は６件あります。事務局より説明を

お願いいたします。

事務局　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について説明します。

３-１　〇〇番、図面は１ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど南にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の法人です。譲渡人は、管理ができなくなったため譲り渡すものです。譲受人は、〇〇よりも比較的暖かく日当たりのいい圃場を探していたところ譲受人と話がつき購入したいとのことです。取得後は、ツツジ、シャクナゲの育苗を予定しています。〇〇番は、少し荒れている状況ですが、現地を確認したところ、復旧が容易であると判断しました。その他の土地については、耕作できる状況です。法人は、所有者適格法人の要件を満たしており、苗を販売している法人です。〇〇にありますが、申請者は〇〇に住んでいるので、圃場管理についても問題ないと判断しました。

３−２、３−３　譲受人が同一人のため、合わせて説明します。〇〇番、図面は２ページをご覧ください。農地は、〇〇地籍にある農地です。〇〇から北側〇〇メートルほどで、徒歩〇〇分のところです。譲渡人は〇〇、〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により土地を取得しましたが、管理が困難なため譲り渡したいとのことです。譲受人は、経営規模を拡大したいため譲り受けるものです。取得後は、ワイン用ブドウを栽培する予定です。現在、耕作できない状態ですが、営農計画書の提出があり、許可後は伐採・伐根のうえ農地に復旧する予定です。ワイン用ブドウの栽培については、専業農家と一緒に栽培していく予定です。譲受人農地に隣接しており耕作できる状態なので問題ないと判断しました。譲受人は、山林化した農地を切り開いている方で、荒廃農地の対策にもなります。

３−４　〇〇番、図面は３ページをご覧ください。農地は〇〇から〇〇メートルほど北側にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、経営規模を縮小したいとのことです。譲受人は、経営規模を拡大したいとのことです。取得後は、クルミを栽培する予定です。譲渡人がクルミを栽培しておりその栽培を引き継ぐような形で、譲り渡したいとのことです。譲受人は〇〇に住んでいますが、〇〇でクルミを栽培しているので問題ないと判断しました。

３−５　〇〇番、図面４ページをご覧ください。農地は、〇〇から〇〇メートルほど南側にある農地です。譲渡人、譲受人は同じ〇〇の方です。譲渡人は、〇〇により農地の管理が困難なため譲り渡すものです。譲受人は、農業経営規模の拡大のため農地を購入するものです。取得後は、ヘーゼルナッツを栽培する予定です。譲受人は、自宅でヘーゼルナ

ッツを栽培しており、簡単に栽培できることから規模を拡大したいとのことでした。山林に面した周辺農地は、獣害被害が増大しているので、市の補助金等を利用し対策していきたいとのことです。申請地は、譲受人の自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

３-６　〇〇番２、図面５ページをご覧ください。農地は、〇〇から〇〇メートルほど南側の農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、管理が困難なため譲り渡したいとのことです。譲受人は経営規模拡大のため、農地を購入したいとのことです。取得後は、水稲を栽培する予定です。申請地は、現所有者が水稲を栽培しており、その栽培を引き継ぐような形で取得したいとのことです。譲受人農地から徒歩〇〇分なので問題ないと判断しました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして保科委員より説明をお願いします。

保科委員　譲受人は〇〇の〇〇です。経営面積が〇〇平方メートルという広大なもので、ここは家族経営になっていて、両親がいて子供さんが社長になっています。社長が〇〇に住んで、両親は〇〇で農業をやっています。〇〇とは気候が違うので、〇〇に土地を求めて花木、ツツジとか低木を栽培したいということで購入するものです。場所は〇〇線〇〇の交差点から西に行った付近で地目は田となっていますが現在は草だらけで、耕作はされていません。社長として〇〇に住んでいるので、何か問題があったらすぐ駆けつけることができるということを言っています。よろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号１の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員　１番の案件に限らず一般論でお聞きしたいのですが、３条で譲り受けた農地は、そのあと、例えば転用する場合に何年間は出来ないという縛りはあるのでしょうか。

事務局　ただいまの小宮山委員のご質問にお答えいたします。基本、３条取得していただいた農地というのは、耕作をするという前提で申請をいただいていますので、耕作をしていただくということになります。その昔は３年３作という縛りがあり３年間３回耕作しなければ、その土地を権利

移動することができないという決まりがありました。ただ、今はその三年三作という縛りがないものですから、極端なことを言ってしまえば、許可を受けて、そのあとその方が土地所有をして、宅地などに転用するということは、法律上は可能ですが、それであれば最初から５条申請をすればいいのではないかというお話になったり、農地の低い価格で買っておきながら、自分で価値の高い宅地に変えてしまうという脱法的な行為にかなり近いことになってしまうので、基本的には耕作をし続けていただくということでお願いはしています。取得したが短い期間、３年以内でその土地を転用したいといった場合については、どういった理由で３年以上耕作ができないのか、そこを確認しながら対応しているところです。

議長（会長）　ありがとうございました。今の説明でよろしいですか。

小宮山委員　了解です。

議長（会長）　他にご質問はありませんか。

五十嵐委員　地目が田んぼなのでおそらく水利組合に属しているはずですが、〇〇が買われた後に水利権も当然ついていく話ですよね。水利を管理するための出役もついて回りますが、水利組合さんとはもう折り合いがついているお話でしょうか。

事務局　ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり地目が田んぼになりますので、水の関係はついてきますし、これで３条申請になりますので所有権移転がされ〇〇の方に移るわけですが、出役だとか水利の管理の関係も、基本的には会社のどなたかがご対応いただくお話になってきます。その上で、申請者の代表者は〇〇に住んでいるということで問題ないというお話かと思いますし、この３条の申請書の中で、３条の許可要件の中にも地域との調和要件があります。その地域との調和要件の中に、地元との調整というものが当然入っているものになっています。周りへの農地の影響もそうですが、その水利の関係で、１つ滞ってしまうと他に水が行かなくなってしまったり、汚れた水がいってしまうという可能性のないように調整いただいていることが基本になります。そういった要件がある中で申請をいただいていますので、こちらについても問題なく対応されていると認識しています。

五十嵐委員　　今の説明では提出書類があり市役所として、その１行１行を確認した上で許可を出しているという認識でよろしいですか。

議長（会長）　　市役所は確認済みかということです。

事務局　　３条の申請書の中に周辺地域との関係という項目があり、そちらの方で確認させていただいています。

議長（会長）　　ただいまの回答でよろしいですか。

五十嵐委員　　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。

小野澤委員　　地目について現況登記が水田になっていますが、計画では植木栽培というお話ですが、水田の状況に植木が果たして生育するかどうか、現状がどういう状況なのか確認をしてもらっているのですか。それは書類で残っているのかお聞きしたいです。

議長（会長）　　事務局からお願いします。

事務局　　農地ですがこれは現地を確認させていただき見たときは少し荒れていますが、簡単に復旧ができるような状況になっています。ツツジ等もそのまま植えて育てていくようなことになっています。

議長（会長）　　よろしいですか。

小野澤委員　　排水が悪い状況では、ツツジあるいはその他の植木については育たないと私は思っていますが、その辺は承知の上だと思いますので、了解です。

保科委員　　地目は田となっていますが、いわゆる棚田の状態になっていまして傾斜地なので、水がたまるというよりはその排水は結構いいと思っています。花木の育成には問題ないと思っています。

議長（会長）　　小野澤委員、保科委員の説明でよろしいですか。

小野澤委員　　はい。どうもありがとうございました。

議長（会長）　　他にありませんか。ないようですので採決に入りたいと思います。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願います。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号２と番号３の案件は小野澤委員より合わせて説明をお願いします。採決につきましては、それぞれ採決をしますのでよろしくお願いします。それでは小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員　　同一ということもありますので、番号２と番号３を一緒に説明させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。場所につきましては、お手元の資料の２ページの図面をご参照いただければと思いますが、〇〇の集落を過ぎてこの右下が〇〇の集落になっています。図面にはありませんが中央に〇〇があり、〇〇から約〇〇メートル上った北側の場所です。ここの場所は北は国有林となっていまして、東は〇〇に隣接する場所であり、住所は〇〇になっていますが、〇〇地籍ということで〇〇になっています。譲渡人は〇〇在住の〇〇です。もうひと方は、〇〇の〇〇で、譲受人の〇〇は〇〇にお住まいの方です。〇〇が耕作している農地が２ページの図面にありますように隣接していますので、今回譲渡人のお２人に相談する中で、お２人とも〇〇で耕作できないということで、〇〇がまとめて買収し経営規模の拡大を図っていきたいということです。作物はワイン用ブドウを予定しています。栽培はこの〇〇と〇〇にありますが、そこに醸造をする仲間がいて一緒に栽培、収穫をやっていきたいというお話を聞いています。そこでブドウを買い取ってもらうという計画だそうです。標高的に結構高い場所になりますが、〇〇とほぼ同じ場所、また〇〇でいきますと〇〇、あるいは〇〇の中間ぐらいの場所ですので、問題ないと思っています。現場を見ますと耕作放棄地となっていて山林化されています。何年も放置されている状況ですので、伐採、抜根までしていただいて、石もかなり現場にあるので綺麗にするという計画だそうです。綺麗にしていただければこちらとしてもありがたいという話で、問題ないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号２の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員　　大変失礼ですが、譲受人が〇〇歳で今からブドウを植えてブドウが

実る頃にはお幾つになるのだろうかというのが一つ、明るい希望のもとにブドウを植えられますが、後継者はいらっしゃいますか。心配になりますがそこはいかがでしょうか。

議長（会長）　　後継者関係は事務局でどう整理されていますか。

事務局　　後継者については把握していませんが、譲受人だけではなくて専業農家として一緒にやっていく方がいらっしゃるので、その方と協力してやっていくとのことなので、問題ないと思っています。

議長（会長）　　今の説明でご理解いただけますでしょうか。この周辺はいずれもワイナリーが多いということですが、実際にやっている方にお話を聞くところによりますと、協力があるようです。

五十嵐委員　　みんなで土地を耕してブドウを作りましょうというのであれば、なぜ〇〇個人で土地を買われるのですか。みんなでやったら共同名義にするなり、何か活動母体を立ち上げれば済む話です。そうすれば、〇〇歳で大丈夫ですかという話にはならないと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（会長）　　補足説明をお願いします。

事務局　　ただいまの五十嵐委員の質問に補足する形でお答えしたいと思います。まず申請書上でこの申請者の方の他にご家族がいらっしゃって一緒にやるということは確認できていませんが、〇〇でワイン用ブドウをこれから一緒にやっていきたいという方が同じ地域内にいらっしゃるというところです。なぜこの方が申請書を出してきたかというと、この申請者は過去数年にわたって、この地区の周辺の農地復旧を一生懸命手がけてきた方で、荒れた山林化した農地をほぼ開墾するような形で伐採抜根を一生懸命やってきた方です。まずはこの方が譲り受けて伐採抜根までやる、それで耕作の基礎を作ったところで、これからやっていくワイン用ブドウに関しその辺の知識がある方、また作業ができる方と一緒にやっていきたいというように考えているという営農計画書になっています。基本的には、まずこの申請者さんが譲り受けて作業をしていただくというところだと思います。ちなみに申し上げておきますが、実は牧草を植えて管理していきたいということで過去申請があったところですが、牧草を与える予定だった馬を飼育していましたが、その馬が亡くなってしまい、牧草を与えることができなくなったので、今は牧草を植

えていなくて、この方が所有されている農地が綺麗な農地である状況ですので、それらも一緒に含めて、今回ワイン用ブドウを栽培していきたいという計画で伺っていますので、このような申請になっているところです。

議長（会長）　　五十嵐委員よろしいですか。

五十嵐委員　　一つ間違えると土地の転売ですね。事情を知らない人が見ればそうなのかなと思いましたが。

小野澤委員　　現地も立ち合い、何回か〇〇ともお話させてもらう中で、体力的にもとても〇〇歳には見えない方で〇〇歳ぐらいに見える方です。この図面２ページにありますように、昨年の６月に３条申請で譲受人農地と書いてありますように農地を取得しています。ここも本人１人でほとんど抜根まで行い、牧草地にしたいというお話は去年しましたが、馬が亡くなってしまったということもあって、ワイン用ブドウに展開していきたいということも聞いております。これも含めて、この一帯を山林化した農地を〇〇の仲間も含めて、綺麗にしているという状況ですので、非常に農地を守る意味ではありがたいなとは思っていますが、そのことも加味してご審議いただければと思いますが、当然問題ないのかなとは思っております。

議長（会長）　　よろしいですか。他にありませんか。

楢原委員　　荒廃地をバックホーで抜根して復旧する場合に、補助金があったような気がしますが、今はありますか。また、この方は〇〇在住で、農地は〇〇、もし補助金がある場合に、どちらがどういうふうになるのか、わかれば教えていただきたいです。

議長（会長）　　補助金の有無と行政の関係の支払い方法です。

事務局　　補助金についてですが、遊休荒廃地復旧事業というものがあります。昔あったものよりは少し条項が変わっているかなと思いますが、今あるものについては皆さんにやっていただく農地パトロールで赤判定された農地について、復旧するためにかかった費用の概ね２分の１、もしくは３０パーセント、次に植えるものが例えばワイン用ブドウですと少しかさ増しがされるような補助の形にはなっています。それで、それを中間管理によって貸し出すと補助金が出るような仕組み

にはなっています。そういった補助事業はあります。

議長（会長）　　ありがとうございました。楢原委員から質問があったことについてその詳細内容につきまして全体協議会の中で新年度の事業説明がありますので、よろしくお願いします。楢原委員よろしいですか。

楢原委員　　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号３の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。先ほどからご質問いただいている案件とほぼ内容は同じですが、補足等であれば質問を受けたいと思いますが、よろしいですか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号４の案件につきまして伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員　　２筆ですがすでにもう一部は任されて作っていたという譲受人の〇〇さんです。特段の影響はないと考えていますということで、努力されていると思いますので、特別問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号４の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号４の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号５の案件につきまして笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員　　〇〇は、親から譲り受けた土地ですが、本人は、〇〇の会社を経営して、農地の方には手が回らないということです。４ページの地図見ていただければわかりますが、譲受人の〇〇の自宅を〇〇メートルほど離れたところにある土地です。譲り受ける土地の周りは林です。それを譲

り受けて、ヘーゼルナッツを作りたいという話ですが、農地を農地として譲り受けて、そして活躍してくれることを願っております。よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号５の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号５の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号６の案件につきまして柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員　　地図５ページになりますが、場所は○○の南に○○メートルぐらいのところになります。譲渡人の○○ですが現在○○に住んでいますが、実家が○○出身で実家にはお母さんが住んでいます。農業もやっていないので、田んぼを手放したいということで、今回この譲受人の○○が譲り受けることとなりました。○○は、今日の認定農業者の方にも出てきますが、○○ではトップクラスの稲作農家で、○○区を含め○○の田んぼもどんどん借りて、荒廃地のないようにしてくれている農家ですので、全く問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号６の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号６の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、計画変更１件、申請７件がありますので事務局より説明をお願いします。

事務局　　第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてです。

５-１　計画変更１、○○番、５条１番案件と関連があるため一括の説明といたします。場所は○○南西側にある農地です。資料は６ページ、７ページをご覧ください。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で姉妹です。当初は、○○年○○月に住宅敷地として許可を受けたのですが、○○に居住し続けたことから、転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して、住宅敷地として利用を計画するものです。第１種農地ですが、集落に接続してい

るため転用はやむを得ないと判断しました。

５-２　○○番、使用貸借権設定です。資料は８ページ、９ページをご覧ください。場所は○○線○○の南西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に○○の方で、親子です。譲受人は現在大正時代に建築された戸建て住宅に住んでいますが、老朽化に苦労をしているため、住宅を新築したいとのことです。第１種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

５-３　○○番、所有権移転です。資料は１０ページ、１１ページをご覧ください。場所は、○○の北にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在戸建て住宅に住んでいますが、道路環境等に苦労をしているため、住宅を建設し、移住したいとのことです。第２種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

５-４　○○番、所有権移転です。資料は１２ページ、１３ページをご覧ください。場所は○○の南にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に○○の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、子どもの成長に伴い、手狭になったことから申請地を譲り受け住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第２種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

５-５　○○番、所有権移転です。資料は１４、１５、１６ページをご覧ください。場所は○○にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は○○を行っている○○の業者です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、現在申請地の隣接地で事業を行っていますが、手狭なため申請地を譲り受け、駐車場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、雨水については地下浸透とする計画です。工業地域で、用途地域内の第３種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

５−６　○○番、所有権移転です。資料は１７ページ、１８ページをご覧ください。場所は、○○の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、住宅街で犬を５頭飼育しており、現在よりも自然豊かな申請地に住宅を建設し、移住したいとのことです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みです。第１種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

５-７　○○番、所有権移転です。資料は１９ページ、２０ページをご覧ください。場所は○○線○○の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、○○の方、譲渡人は○○の方で親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地を譲り受け

住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、申請地は、相続により申請地を取得していますが、すでに倉庫を建設しており、申請者が引き続き利用したいとのことで、顛末書を付しての申請となりました。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第１種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは、計画変更１と番号１の案件につきまして柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員　地図５ページ、６ページ、７ページになります。場所は、５ページ、６ページの地図の〇〇の西側になります。譲渡人の〇〇と譲受人の〇〇は姉妹で、現在〇〇が〇〇に住んで住宅も建てています。妹さんの〇〇が今回の申請地に家を建てて、姉妹で並んで生活しようという計画だったのですが、〇〇のご主人が病気でこちらに移住してくることが難しくなったということです。今回お姉さんにその土地を譲って計画変更して、家を建てようとしていたところにガーデニング、駐車場にして今後使用していくということのようです。特段問題ないかと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。計画変更１と番号１と合わせて説明いただきましたが、まず計画変更１から審議をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。計画変更１につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。番号１の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

笹平委員　場所はどの辺ですか。

柳澤委員　昔、火のアートフェスティバルで野外ステージだったところです。

議長（会長）　よろしいですか。

笹平委員　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようであれば採決に入りますがよろしいですか。番号１につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号２の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員　　図面は８ページ、９ページになります。申請人の〇〇は現在〇〇区の〇〇沿いの集落にお住まいですが、住宅が老朽化で昨今の地震等で心配になり、家族で建て替え等を計画したわけですが、その予定地が〇〇区から〇〇線に上ってきた８ページの道沿いの地目が水田で自己所有の農地です。〇〇番を分筆し建物用に〇〇平方メートル、所有名義にはお母さんの〇〇で、建物名義は息子さんの〇〇になります。使用賃借権〇〇年です。〇〇年以上水田としては使われてなくて農機具の置き場所で使われていました。周辺ロケーションその他地権者等の関係も特別問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号２の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようであれば採決に入りますがよろしいですか。番号２につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号３の案件につきましても小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員　　申請人の〇〇は〇〇区内に農地をいろいろお持ちで、〇〇で後継者もいないということで、毎年、１筆ずつ処分をされている方です。今回は１０ページ、１１ページで〇〇交差点のそばの農地で、道路に囲まれた中途半端な土地ですが、〇〇の仲介でここを希望される〇〇の方がいて申請ということになりました。特別、問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号３の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

井出委員　　申請地の向かい側に同じような感じの新築住宅がたくさんあって、その住民の方々から生活雑排水等農業用のため池もあるので、どうなっ

ているのかという意見があったようです。結局、地下浸透でマスを沈めてやるという話だったようですが、今回のこの土地は結構傾斜地で、池がすぐそばですが、そこの対応はどうなるのでしょうか。お聞かせ願えればと思います。

議長（会長）　　事務局からお願いします。

事務局　　ただいまの井出委員のご質問にお答えします。今回は住宅が幾つも建つというところではなくて、一般住宅が１軒建つというところになり、この住宅の排水に関しては、浄化槽を設置するということになっています。その浄化槽を設置した後、今のところの計画ですとその浄化された水は地下浸透されていくということですので、近くの池だとか、水路に放流するという計画にはなっておりません。今後、生活環境課と協議がされていくということで伺っております。

議長（会長）　　よろしいですか。

井出委員　　わかりました。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号３につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号４の案件につきまして白石委員より説明をお願いします。

白石委員　　地図は１２ページ、１３ページになります。場所は、〇〇の校庭の下になります。この境の北の部分と校庭との境が〇〇メートルぐらいの石垣になっていまして、垂直にその下に広がっています。地図を見ていただきますと、この申請地の右隣りが果樹園になっていますが、現在は４年ほど前に建てられたアパートになっています。東、南、あと西南の方向はすべて住宅であります。北の方には小学校、左の方は小学校に貸し出している畑が広がっています。こちらを譲り受ける方はこのアパートに住んでいらっしゃる方でありますのでお子さんは〇〇の方に通っていらっしゃり、手狭になってきているということで、家を建てたいという希望のもとに、土地を探して隣の土地を譲っていただけるということで、今回の申請に至ったということです。〇〇平方メートルで、５００平方メートル以上の広さはありますが、特に〇〇番を取得しないと本来の家を建てる場所の〇〇番の部分に入っていかれないということで、こ

れは、侵入の通路として確保したいということです。広い筆でありますので〇〇番は家庭菜園等で作りたいと言うことです。特に問題はないと考えております。審議をお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号４の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員　　〇〇番と〇〇番の間に水路がありますが、この扱いはどうなるのでしょうか。

議長（会長）　　水路の扱いについて、事務局お願いします。

事務局　　ただいまの小野澤委員のご質問にお答えいたします。〇〇番と〇〇番の間に水路がありますが、こちらは建設課の方へ占用申請がされているということです。そこを跨いで住宅に入っていくというような申請がされていると確認しています。また、ここの水路部分だけではなくて周囲に赤線の道も跨いでいますが、そちらもあわせて申請がされているということで確認しています。

議長（会長）　　水路と赤線については確認済みということですが、よろしいですか。

小野澤委員　　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号４につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号５の案件につきまして田口委員より説明をお願いします。

田口委員　　冒頭の事務局の説明のとおりですが、資料１４ページ、１５ページ、１６ページをご覧ください。当該地ですが〇〇内にありまして、この地図ですと１６ページのところです。中に〇〇、北側に公道があり、南側に譲受人の〇〇の駐車場があります。この〇〇の駐車場から出入りしたいということで、この公道から〇〇メートル下に下がっている窪地で、この出入口〇〇メートルを使ってやりたいということです。当事者の住所等ですが譲受人は〇〇で〇〇、〇〇ということです。譲渡人が〇〇、〇〇、職業は会社員です。許可を受けようとする

土地ですが、田畑５筆で〇〇平方メートル、第３種農地、用途地域内で工業地域となっています。譲受人の転用目的ですが現在の事業敷地では事業用トラック、従業員の駐車場が狭いため駐車場として求めて、大型車２台他計８台分ということです。譲渡人は遠隔地のため耕作不能となっているので、譲受人の希望に沿い処分したいということです。当地は遊休農地の中でも過去１年間、農作物の作付けもないし今後も維持管理ができないという状況です。付近の土地作物の影響ですが、駐車場は砕石を敷き雨水排水は地下浸透のため隣接の農地はありません。ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）　ありがとうございました。番号５の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号５につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号６の案件につきまして伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員　譲受人の〇〇の〇〇ですが、犬がたくさんいるのでドッグランと垣根を作って、最低〇〇平方メートル確保できる場所がいいということで、５カ所ぐらい希望があったようですが、その中から〇〇平方メートルのこの場所が見つかったということです。〇〇と〇〇の間になります。この条件としては道路に接し、車等の出入りが容易であること、必要最小限の面積〇〇平方メートルを確保できること、住宅が密集していないこと、不整地ではないこと、敷地もかなり広く〇〇平方メートルあります。工事の際はネットなどを張り、粉じんが飛ばないようにし、土砂等も流れ出さない最善の注意をするということで、農振除外済みなので問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長）　ありがとうございました。番号６の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員　建物を建てるようになっていますが、この建物の排水であるとか、周りの住宅はないということですが、犬なので当然騒音というのも心配されますが、このような場合この地域の協定は済んでいて、建てるということでよろしいですか。

議長（会長）　ドッグランを作るにあたって排水関係、犬の鳴き声についての協定に

ついて事務局からお願いします。

事務局　　ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えいたします。今回の建物ですが、周りに家がないと言いましてもこの通り沿いに何軒か家があり、東には住宅街も広がっているところでありますので、前面北側道路に上下水道管の本管が通っていますので、上下水に接続されるので特段問題ないお宅になっています。もう１つ、ドッグランの説明ですが、今回飼育されている犬が５頭ですが、１０頭以上であれば多頭飼育で保健所の指導対象になりますが、５頭という頭数の場合は特段制限等がないものになりますので、よほどご近所で騒ぎにならない限りは、規制するものがないというものになっています。ただ、ドッグランと言いましてもむやみやたらに開放的であると、犬が周りを気になってものすごく吠えてしまうというところがありますので、今、生活環境課の方で基本的にはドッグランにはあまり外が見えないように、いわゆる黒い囲みといいますか日除けみたいなものを掛けたり、音が周囲に響かないようにドッグランの屋根部分に対策をするような協議、指導は可能になっています。ただこの方は犬を住宅街で飼っていてこちらに来られるということなので、基本的にはこういった方は、しつけ等はされているのではないかとは思っています。何かあった場合については生活環境課と協議をして対応していければと思っているところです。

議長（会長）　　今の質問に対して、生活環境課と調整はしているようですので、よろしいですか。

五十嵐委員　　はい。

議長（会長）　　他にありませんか。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号６につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号７の案件につきまして舩田委員より説明をお願いします。

舩田委員　　地図は１９ページ、２０ページになります。〇〇の〇〇から西に〇〇メートルほどの地点にある農地です。譲受人の〇〇ですが、譲渡人である〇〇の長男の奥さんになり親子です。譲受人である〇〇夫婦については現在、アパート住まいをしていまして、手狭になったことから、父親の土地を譲り受けて、住宅を新設するという計画になっています。すでに農振除外済みで、第１種農地ですが周辺農地への影響はなく、隣接農

地の所有者にも事業内容の説明については済まされているということで特段問題がないと考えます。ただ〇〇番の農地については、すでに倉庫が建てられて使用されており、不正使用の状況であります。今回、顛末書添付による追認案件ですが、今後の適正使用に向けて承認はやむを得ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号７の案件につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。番号７につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。第３号議案に入る前に、ただいまから１０分間休憩としますのでよろしくお願いします。

休憩

議長（会長）　　再開したいと思います。次に第３号議案、農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　第３号議案、農用地利用集積計画４月分について説明します。資料の５ページから６ページが、通常の利用権設定です。２２件、３２筆、合計５０，２６５平方メートルです。資料の７ページが、所有権移転です。１件、２筆、合計５，１７６平方メートルです。資料の８ページは、中間管理事業を使った利用に係る利用権移転で、今年度からの農業委員会の審議にかけるため今月から載せた案件になり、３件、６筆、合計４，３１６平方メートルです。資料の９ページから１０ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。１９件、３９筆、合計５３，７００平方メートルです。全体の合計は４５件、７９筆、１１３，４５７平方メートルです。

議長（会長）　　ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

保科委員　　９ページの７と８は、〇〇がレタスを作るということですが、〇〇は〇〇の会社ですが、実際どこがどのような形で作るのですか。

議長（会長）　　〇〇がレタスを作る情報をどなたかおわかりの方はいますか。

楢原委員　　〇〇は私もよく知っている方なので、私の方から概要を申し上げます。〇〇は〇〇の会社ですが、全国にたくさん圃場がありその中の１つが〇〇にもあり、有限会社でやっています。レタス畑は〇〇等にもあり、あちこちで借りてやっていらっしゃって、主にはロメインレタスが最近多いです。玉レタスとロメインレタス、それ以外に違うものをいろいろ作られているようです。基本が有機栽培をやっていまして、有機認証も取られています。畑は全面マルチを敷いて、そこに苗を植えています。無農薬ということなので、すべて夏場はネットをかけてやっています。居酒屋等をやっていた〇〇ですが、そこはコロナで最近よくないらしいですが、宅配のお弁当、食材等をやっていまして、〇〇の集荷場を借りて集荷しそこを経由して都会の方へ大きくレタス類を出荷しているという会社です。よろしいでしょうか。

保科委員　　実際にこちらで作業していく方は、どのようにしているのですか。

楢原委員　　代表は〇〇の農場が〇〇で、〇〇代後半ぐらいの方です。住まいは〇〇ですが、〇〇にある〇〇に事務所を借りて、そこでその方が中心となって雇用をしています。多いときで５～６人いて、いろいろなところで活躍されています。

議長（会長）　　ありがとうございました。〇〇の作付け、状況についてよろしいですか。

保科委員　　はい。

議長（会長）　　他にご質問ありませんか。ないようでありますので採決に入りたいと思います。第３号議案、農用地利用集積計画につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）　　ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。次に第１回農業経営改善計画認定審査会に入ります。今回は４件の案件が出ていまして、更新が３件、新規が１件です。事務局より説明をお願いします

事務局　　農業経営改善計画の説明をします。
　番号１、〇〇です。資料の２ページをご覧ください。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は単一経営で露地

野菜、目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円です。年間労働時間は○○時間、目標も同様となっています。主たる従事者の人数は○○人です。生産についてレタス、白菜を栽培しています。目標としては白菜の作付け面積を増やし、生産量を増やしていきたいと考えています。農畜産物の加工、販売、その他関連附帯事業に関しては特にありません。農用地及び農業生産施設については、農用地が○○アールあり、目標は○○アールです。農業生産施設はご覧のとおりとなります。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状圃場が点在しているということで、作業効率が悪いため農地の集約を行っていく予定です。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、データ化、マニュアル化により作業を明確にすることで、管理の合理化を図っていくとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、正社員を増やし、週休２日体制を確立していく予定です。経営の構成については記載のとおりです。雇用者については、○○人増やしていく予定となっています。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、記載のとおりとなっています。

番号２、○○です。認定農業者の更新申請となります。住所は○○番地です。営農類型は単一経営で、稲作、麦類、雑穀類等を栽培しています。年間所得は○○円、目標は○○円です。１人当たりそれぞれ○○円、目標については○○円となっています。年間労働時間は○○時間、目標は○○時間で、それぞれ１人当たり、現状、○○時間、目標は○○時間となっています。主たる従事者の人数は○○人です。生産について水稲が主で栽培しています。その他、小麦、大豆を栽培しています。なお、農畜産物の加工販売その他については、記載のとおりとなっています。その他農産物については、他の農業者が生産したお米を預かり、販売しているという業務の売上が入っています。農用地について、現状○○アールで、目標は○○アールです。農業生産施設は記載のとおりとなっています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、水稲中心の経営を継続し、面積拡大をしていくとともに、酒米栽培の比率を増やし適期栽培による品質の向上、収入額の向上を目指していきます。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、農業生産施設の増設をするのではなく、外部の委託や営業倉庫等を活用しまして、効率的な経営を目指していきます。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、従業員の数を増やす予定となっています。また、社員同士の連携を密にするため、打ち合わせの回数を増やすことで、作業効率を向上させていくとのことです。その他、農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、周辺農家の高齢化に伴い、受託作業の増加が見込まれています。そのため、これまでは自分で栽培し乾燥の

みの委託というのが多かったのですが、今後は耕作をやめる方が、多くなると予想されますので、乾燥調整額は減り、借り受けによる自社生産が増えていくと見込まれていると考えています。経営の構成については記載のとおりです。常時雇用も増やしていきますが、その分、臨時雇用が減っていく予定となっています。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画について、基本的に機械の更新にはなりますが、記載のとおり取得していく予定となっています。

番号３、○○です。認定農業者の更新申請です。住所は○○番地です。営農類型は単一経営で稲作となっています。目標も同様です。年間所得は○○円、目標は○○円、年間労働時間は現状○○時間、目標は○○時間です。主たる従事者の人数は○○人となっています。生産は水稲と小麦を栽培しています。農畜産物加工・販売その他の関連・附帯事業については、作業受託となっていますが、主に育苗等の収入が入っています。農用地及び農業生産施設については、農用地は現在、○○アールあり、目標は○○アールに増やしていく予定です。農業生産施設は、鉄骨ハウスとなっていまして、目標に向けて、○○棟を増やしていく予定となっています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、機械化を進め適期適作を目指した生産計画の合理化を進め、利益率の向上を図っていきます。その実現に向けて、作業スケジュールの管理を徹底し、作業時間の最適化を進めていきます。経営管理の合理化に関する現状と目標については、販売先の開拓、消費者のニーズの分析を行っていくとともに、販売方法を工夫し、販売単価を向上させていくとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、人手不足が課題となっているため、年間を通して人員確保を努めると同時に、近隣の定年退職者等比較的に働ける人材にも声をかけ、人材確保を努めていく予定となっています。その他農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、高齢化により農地の引き受ける件数が増加すると見込まれているため、農地の集約を考えながら進めていきたいとのことです。また、周辺の同業農業者と協議して、集約を進めていきたいとのことです。経営構成については、記載のとおりとなっています。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、農業用ハウスを○○棟取得する予定となっています。

番号４、○○です。認定農業者の新規申請となります。住所は○○番地です。営農類型は、複合経営、露地野菜と果樹類を行っていまして、目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円です。年間労働時間は現状○○時間、目標は○○時間です。主たる従事者の人数は○○人です。生産は、ブロッコリー、ワイン用ブドウが主なものとなっています。農畜産物の加工・販売、その他の関連・附帯事業については、

ワインの販売とトレリスの施工が主なものとなっています。作付面積、生産量については、ご覧のとおりです。目標は、ブロッコリー、ワイン用ブドウその他野菜を含め全体的に規模を拡大していく予定となっています。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に関しての売上に関しても、それぞれ現状に比べて上げていく予定となっています。農地及び農業生産施設について、農用地は現在、〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設については特にありません。生産方式に関する現状と目標・措置は、現状慣行栽培と小型機械を用いた生産ですが、目標年に向けて新規のブドウ圃場の品種の最適化と人員の確保と管理機械の導入により管理時間の削減を目指していきます。野菜に関しても連作障害等を回避するため休耕年を設け緑肥等の利用により有機的圃場を確保していきます。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、人員の確保を進め事業内の役割分担を明確化してコストの低減と効率化をはかります。また、ＳＮＳの販売がメインとなっていますが、ＥＣサイトを構築して国内販売を強化するとともにワインについては海外の品評会への出品と輸出をしていきます。農業従事の態様の改善に関する現状と目標について、現在、収穫期の人手不足が課題となっています。目標に向けてハローワーク等の媒体を利用した求人募集を行っていきます。臨時雇用以外に常時雇用者を〇〇名確保することで業務全体の安定化を図っていきます。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、冬季農閑期売り上げの確保のため栽培コンサル、ワイン醸造管理、ブドウトレリスの施工を継続し、冬の収入および農繁期の天候不順による売上を補填していきます。なお、収穫イベントなどを通じて地域に根差したワイナリーを実現していきたいとのことです。構成員は下記のとおりで、雇用者は見通しとして常時雇用を〇〇人入れる計画です。生産方式の合理化にかかる農業用機械等の取得計画については、トラクター、スピードスプレイヤーとなっています。次のページが〇〇の収支計画になります。説明は以上となります。

議長（会長）　ありがとうございました。それでは番号１の案件を小野委員より説明をお願いします。

小野委員　〇〇に〇〇がありますが、その裏の少し傾斜になっている地域です。〇〇も住んでいる人の所有が多いのですが、〇〇化と機械化がしにくい傾斜地なので、自分では出来ないということです。特に問題ないと思います。

議長（会長）　ありがとうございました。番号１の案件につきましてご質問ありま

せんか。ないようですので、番号２番の案件につきまして柳澤委員より説明お願いします。

柳澤委員　　〇〇ですが経営規模も大きく〇〇ではトップクラスの〇〇になるかと思います。代表の〇〇もまだ〇〇代半ばで、やり手ですので全く問題ないかと思います。〇〇の耕作放棄地がないように、すごく尽力してくれている農家だと思いますのでよろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号２の案件につきましてご質問ありませんか。それでは、番号３番の案件につきまして笹平委員より説明お願いします。

笹平委員　　〇〇も更新ですが、中核的な農家で頑張っています。〇〇もやられていまして、従業員を取らないで〇〇人で農業をやっています。〇〇やったり農業やったり大変目まぐるしく働いています。年もまだ若いので頑張っています。皆さんよろしくお願いします。

議長（会長）　　ありがとうございました。番号３の案件につきましてご質問ありませんか。それでは、番号４番の案件につきまして小野澤委員より説明お願いします。

小野澤委員　　新規ですので付け加えさせていただきたいと思います。〇〇の空き家を購入して、そこに〇〇年前から住んでいます。出身は〇〇の〇〇区で、〇〇の〇〇に勤務し、ワイン用ブドウの栽培、野菜栽培を行ってノウハウを蓄積したという方です。ワイン用ブドウ、ブロッコリーを中心に営農していますが、〇〇で行っているというような状況で、年齢的に〇〇歳という非常に若い方でありまして、積極的に拡大していきたいというそんな話を聞いています。冬場では作業ができないというような状況の中で、収入を確保するために全国飛び歩いて、栽培コンサル、ブドウの棚とトレリス施工を行っているという状況で冬は家を空けています。販売につきましては、ＳＮＳ等での販売から今度ここにありますＥＣサイトを使った販売を行っていきたい、要はネット販売を積極的に進めていきたいとそんな話をしておりました。精力的にいろいろと取り組まれている方ですので、近くで私もいろいろと見ていますが、今後注目していきたいし協力できるところは協力したいと思っています。よろしくお願いしたいと思います。

議長（会長）　　ありがとうございました。相対的に何かご意見ご質問ありますか。

小野委員　　知り合いに農業をやっている人がいて、農作物加工品をイタリア等へ売りに行ったと話を聞きます。そういう話を聞くと、市としてはバックアップをしないのでしょうか。

議長（会長）　　個人的に輸出をやっている方に市としてバックアップをどんな考えを持っているかということですね。

事務局　　輸入、輸出の拡大の件は、今のところ市としてはお金の援助は全くない状態です。県もしくは国の方には輸入、輸出の補助事業の関係があります。特に輸出米は〇〇の〇〇もそうですが、グループを作って輸出米について力を入れているということをお聞きしています。市が援助をしたということはないです。あるブドウ農家さんについては国の輸出に係る補助を受けていたかと思いますが、その他はあまり聞いたことはありません。従って、現状、市として輸入、輸出いうところに力を入れるというよりは、そのあたりは県と国に任せて、我々がやるべきところは一農家さんが、生産性を高めるために輸出というところに頼るのであればルートを作ってあげることが大事かと思いますが、まずは販路を見つけていただいて自分たちの生産性で、自分たちが食べていけるような新規就農者であったり、認定農業者の方達を支援していくところが大事かと思っています。

議長（会長）　　よろしいですか。

小野委員　　はい。

議長（会長）　　他にありませんか。

柳澤委員　　〇〇ですが、１４ページの土地賃借料が〇〇円は高い農地代を払っているような気がしますが、その辺りを教えてください。

議長（会長）　　事務局お願いします。

事務局　　〇〇の方から提出されている申告の資料を見ますと、〇〇円で申告しています。申請者と地権者との話し合いの中で決めたと思いますので、詳細については別途確認します。

議長（会長）　　今の回答でよろしいでしょうか。

柳澤委員　　ありがとうございました。

議長（会長）　　他にありませんか。ないようですので、第１回農業経営改善計画認定審査会を終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※直筆でお願いします）